平成２５年（フ）第５５５号
福岡市南区大楠２丁目11番６号
債務者　高山　和樹
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５６９号
福岡市東区青葉３丁目５番９号
債務者　富高千亜紀
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５７３号
福岡県大野城市山田４丁目15番１号たちばな荘12号
債務者　伊藤　寿美（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５８１号
福岡市博多区千代５丁目１番４号
債務者　中山　義浩
1　決定年月日時　平成25年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５９２号
福岡県大野城市山田２丁目８番17号岩下アパートⅠ―201号
債務者　大江　和子
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５９６号
福岡市中央区地行３丁目６番14―101号
債務者　倉永　信子
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９５号
宮城県名取市高舘熊野堂字大門山71番地の12、従前の住所仙台市太白区太白２丁目10番８―501号
債務者　瀬野尾浩幸
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１７７号
仙台市泉区北中山１丁目24番地の５
債務者　宮岸　恵子
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１８５号
仙台市太白区秋保町湯元字石名坂５番地の９
債務者　渡辺真由美
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１９８号
宮城県黒川郡大和町吉岡南２丁目25番地の14ベルグラン吉岡南Ⅰ102
債務者　早川　智志
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２１６号
仙台市宮城野区平成２丁目１番36号　アップルハウス苦竹Ⅱ―102
債務者　東條　幸枝
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１８号
千葉県鴨川市太海105番地１
債務者　室　　雅彦
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２５年（フ）第１０３号
愛知県一宮市大和町妙興寺字高畑29番地１
債務者　中田希代美
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１１１号
愛知県犬山市長者町７丁目155番地
債務者　平山　光明
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１３３号
愛知県一宮市浅井町東浅井字南ノ下1315番地
債務者　金髙ちず子
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２９８号
京都市山科区椥辻西浦町21―16―402、住民票上の住所大阪府枚方市町楠葉１丁目１番15―401号
債務者　紙　嘉日出
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３５８号
京都市西京区大枝北福西町四丁目１番地２34棟503号
債務者　松浦　圭子
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係